

## 教育委員会 平成20年度2月定例会会議録

平成21年2月4日(水) 鎌倉市役所 全員協議会室

9:30開会、11:30閉会

出席委員 藤原委員長、仲村委員、宮崎委員、林委員、熊代教育長

(会議経過)

**藤原委員長** 定足数に達したので、委員会は成立した。これより2月定例会を開会する。

本日の会議録署名委員を林委員に願います。

日程に従い、議事を進める。

< 日程第1 報告事項 >

**藤原委員長** 日程第1 報告事項に入る。

### 1 課長報告

平成21年度予算(案)教育費の概要について

**教育総務部次長兼教育総務課長** 平成21年度予算(案)教育費の概要について報告する。

平成21年度予算(案)のうち、教育委員会が所管する教育費は、63億516万円で、前年度比較5億5,292万3千円の増額、9.6%の増である。このうち経常的経費は、2億8,615万4千円の減額、11.0%の減で、これは平成20年度に計上した岩瀬中学校用地取得費の減額などによるものである。

政策的経費は、教育総務部・生涯学習部を合わせて、22億4,866万2千円で前年度比較9億6,706万2千円の増額75.5%の増で、第二中学校改築事業費や史跡買収事業費などの増額によるものである。職員給与費は、教育総務部・生涯学習部を合わせて17億3,037万円で、前年度比較1億2,798万5千円の減額、6.9%の減で、退職手当予算額の減額などによるものである。次に、教育総務部所管の内容について報告する。資料2「平成21年度予算(案)概要」を御覧ください。はじめに、教育総務部所管の歳入だが、7億5,430万7千円で、前年度比較5億5,222万8千円の増額、273.3%の増となっている。これは、第二中学校改築事業に伴う国庫補助金や市債の増額などによるものである。次に歳出だが、38億2,288万円で、前年度比較3億5,708万円の増額10.3%の増となっている。

次に、主な教育事業について、資料3「平成21年度予算(案)主な教育事業」を御覧ください。「学校の安全対策」は、各小学校に学校警備員を引き続き配置し、校内への不審者の侵入を未然に防ぎ、学校の安全を確保するものである。次に「児童生徒の安全対策」は、児童生徒に防犯ブザーを配付し、常時携帯させることによって、児童生徒の登下

校時の安全確保を図るため、平成22年度に小学校に入学する新1年生に配付する防犯ブザーを購入するものである。「少人数教育の充実」は、少人数学級編制に伴い、非常勤教員11名を配置するものである。「学校図書館の充実」は、小学校に専任の学校図書館専門員を更に4名増員し、計12名を配置し、学校図書館の充実及び読書活動の一層の推進と充実を図るものである。「不登校・いじめなどの相談支援体制の充実」は、学校に適応できない児童生徒を支援する場所を提供し、ひきこもり等の児童生徒の家庭から居場所への支援活動を実施するとともに、相談室や教育支援教室「ひだまり」を運営する。また、いじめの早期発見・早期対応等のため「心のふれあい相談員」8名を小学校へ配置する。「課題解決能力向上研修の実施」は、学校を取り巻く諸問題などの解決を図る資質と能力を持つ教員の育成を目指し、研修を実施する。「特別支援教育の推進」は、各校に発達障害等の専門的知識を持つ巡回相談員3名を派遣するとともにスクールアシスタントを8校に配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対する適切な支援を行うものである。「学校施設耐震診断・補強事業」は、七里ガ浜小学校・深沢中学校・岩瀬中学校の校舎、第一小学校・御成中学校等の体育館の耐震改修工事等を実施する。平成22年度末までに小中学校の校舎・体育館の耐震改修工事の完了を目指す。「学校教育環境の充実・トイレ改修事業等」は、七里ガ浜小学校のトイレ改修設計を実施するものである。「学校施設の改築」は、平成21年度から22年度にかけて第二中学校を改築する。電波障害調査、仮設校舎の設置、本校舎及び体育館の改築工事を実施する。大船中学校の改築は、平成22年度までに改築の事業手法等を検討する。「学校教育環境の充実・空調設備設置」は、深沢小学校・今泉小学校・深沢中学校の管理諸室に空調設備を設置する。今後、各小・中学校の管理諸室に空調設備を順次設置していくものである。

**生涯学習部次長兼生涯学習課長** 引き続き、生涯学習部所管の内容について報告する。

生涯学習部所管の歳入は、7億8,564万7千円で、前年度比較2億731万円増額35.8%の増である。これは、史跡買収事業費の増などに伴う国庫補助金・県補助金の増によるもののほか、鎌倉生涯学習センターの改修に伴う市町村振興補助金の増によるものである。次に歳出だが、24億8,228万円で、前年度比較2億1,210万円の増額9.3%の増となる。これは、史跡買収事業費や鎌倉生涯学習センターギャラリー壁面修繕料などの増額によるものである。

次に生涯学習部所管の主な内容について、資料5「平成21年度予算(案)主な教育事業」を御覧ください。「鎌倉生涯学習センターの改修」は、同センターのギャラリー壁面修繕などを行うものである。「青少年健全育成プランの策定」は(仮称)鎌倉市青少年健全育成プラン策定に向けた検討を進めるため、策定委員会を設置するものである。「スポーツ施設の整備」は、スポーツ施設建設のための基金に積立等を行い、スポーツ施設の整備に向けた準備を進めるものである。「生涯学習施設のネットワーク化」は、スポーツ施設について神奈川県公共施設予約システムを運用し、利用者の利便を図るものである。「図書館利用サービスの充実及びブックスタート事業の推進」は、月曜開館及びブックスタート事業を行うとともに書誌データの充実、インターネット検索機能等の向上などにより図書館利用サービスの充実を図るものである。

「国指定史跡永福寺跡の環境整備」は、史跡永福寺跡保存整備基本計画に基づき、整備

区域内の土砂搬出・造成工事、三堂基壇・苑池復元工事等の整備を実施していくものである。「国指定史跡の環境整備」は、世界遺産登録の候補遺産となる予定の史跡の環境整備を行うため、切通し等の整備や、史跡亀ヶ谷坂の保護・保存と通行の安全確保を図るための整備工事などを行う。「文化財の保存修復」は、国県及び市指定文化財について、適正な保存管理とその活用を図るため、計画的な保存修理を行うものである。「史跡買収事業」は、国指定史跡について、保護・保存のため、用地買収を行うものである。「博物館の整備」は、中世歴史調査研究室及び文化財課分室を統合し、新たに設置するものである。「鎌倉国宝館本館の修繕」は、鎌倉国宝館本館展示場に免震台を設置し、大規模地震に備えるものである。「鎌倉国宝館展示出版の充実」は、鎌倉志料第11巻を刊行するものである。

なお、平成21年度予算(案)については、2月18日に開催される市議会2月定例会本会議に上程され、予算等審査特別委員会において審議されることとなっている。

#### 小学校給食調理業務の民間委託について

**学務課長** 小学校の学校給食調理業務の民間委託については、11月12日に開催された当委員会において、平成21年度から腰越小学校を委託していくこと、保護者説明会を開催し理解を求めていくことを報告したが、その後の経過について報告する。

まず、腰越小学校の保護者に対する説明会であるが、12月12日(金)に腰越小学校において実施した。説明会では、委託に至る経過、これまでと変わる点、変わらない点などの委託内容等を説明したが、特に委託化に反対するご意見はなかった。

次に、委託業者についてであるが、業者選考と入札の方法については、本市の入札参加資格登録業者62社のうち、神奈川県内又は隣接都県に本社又は事業所を有していること。神奈川県内の公立小中学校の学校給食調理業務の受託実績があること。過去3年間に安全衛生管理上、重大な事故を起こしていないことなどを基準として、受託意向の確認を行い、その結果、12社を選考して、意向確認型指名競争入札として実施することとした。その後、入札日以前に1社から入札辞退の申し出があったので、結果的には、1月15日(木)に、11社による指名競争入札を実施した結果、東京都新宿区に本社を置いている株式会社グリーンハウスが落札したところである。

株式会社グリーンハウスの会社概要については、議案集3頁のとおりであるが、横浜市をはじめとして、多くの学校で給食調理業務を手がけており、事故もなく、つつがなく業務を行っていることから、今回の本市の業務委託についても問題なく対応できるものと判断している。既に1月22日付けで契約も締結しており、契約期間は平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間で、契約金額は、2,032万8千円である。

腰越小学校の保護者に対して、受託業者が決まったことから、学校を通じて1月26日付けで受託業者が決定したこと。また、明日2月5日に業者の紹介を兼ねて今後の予定等の説明会を開催する予定となっている。今後の予定としては、保護者説明会を行うとともに、学校、受託業者と打ち合わせ、協議を行いながら、円滑に調理業務の移行ができるよう準備を進めていく。また、4月には、他校と同様に、学校給食が始まる前に保護

者の皆様を対象としてグリーンハウスが調理した給食の試食会（入学式翌日の7日頃）を行い、また、この試食会とは別に、来年度は学期ごと3回の試食会と保護者の代表の方、学校、グリーンハウス、そして私たち学務課の職員で構成する協議会を設けて、本校の給食についてお話する機会を設けていきたいと考えているところである。

## 質問・意見

（平成21年度予算（案）教育費の概要について）

**宮崎委員** 資料5頁で学校の耐震工事の予算についての説明があった。平成22年度末までに、体育館の耐震工事を全部終了する計画になっているという説明だったが、この耐震工事について、体育館のみならず本校舎についてはどうなのか。そのことも合わせて現状と見通しについて説明をお願いします。

**学校施設課長** 今後の予定だが、現在あと耐震工事が残っている学校が、と言うよりも棟が、あと13棟ある。そして、第二中学校と大船中学校は、建て替えを予定しているので、これは対象外で、平成22年度までに13の棟を終わらせる予定である。その内訳としては、21年度に富士塚小学校の体育館、玉縄中学校の体育館、御成中学校の体育館、第一中学校の体育館、今泉小学校の体育館、西鎌倉小学校の体育館の工事に着手する。そして同じく体育館だが、22年度には関谷小学校、腰越小学校、七里ヶ浜小学校、山崎小学校この4校の体育館の工事をを行う。校舎については21年度には、七里ヶ浜小学校、深沢中学校、岩瀬中学校の工事に着手する。22年度には岩瀬中学校は2年間の継続事業で、耐震を行うので、岩瀬中学校の残りの棟、これは特別教室棟だが、これを22年度に行って、耐震工事を完了させるという予定である。

**宮崎委員** 体育館は平成22年度までに全部終了し、校舎についても22年度までに終了ということか。

**学校施設課長** はい。校舎も建て替え予定の大船中、第二中を除けば、全部22年度で完了する予定である。

**宮崎委員** 資料5の学校施設の関係で空調を管理諸室に設置するということが、教室については教室に設置されているのか。それから管理諸室については、21年度の工事をもって全校完備するということになるのか。

**学校施設課長** エアコンについては、財源の関係もあり、25校全て一遍に行うということではできないので、21年度はとりあえず、試行的に深沢小学校、今泉小学校、深沢中学校の3校について管理諸室に設置を予定している。生徒の普通教室については、現在エアコンは入っていない。今後もご父兄の意見等もあるので、子どもの普通教室につい

てはエアコンを設置する予定はない。とりあえず管理者室に21年度3校設置ということである。

**宮崎委員** 資料8頁だが、博物館とそれに関連する中世歴史調査研究室の整理統合の事業計画があるようだが、その点についてお尋ねする。博物館の準備状況は今どこが担っているのか。そこと今度統合する文化財の分室と中世歴史調査研究室の、いわば新室ということになるのか、その関係はどういうことになるのか。

**文化財課長** 博物館の検討については、文化財課が博物館の展示計画等検討委員会を主唱して、そちらの委員会に諮って進めている。次に中世歴史調査研究室と文化財課の分室の統合が博物館整備においてどのような位置付けになるのかということについてのお尋ねであるが、先ほど申し上げた検討委員会において鎌倉博物館には三つの機能が必要であるということを提言されている。その一つが中世に重点を置いた歴史博物館としての性格。それから鎌倉に豊富にある埋蔵文化財の発掘調査体制を固めるためにも、埋蔵文化財センターとしての性格。それから中世の歴史研究を行うための歴史研究センターの中世史研究センターの性格とこの三つの性格が鎌倉博物館には求められるということの提言を中間報告でいただいている。今回21年度に予定している文化財課の分室と中世史研究センター、こちらは由比ヶ浜にあり、分室については台にある。この二つの言うなれば文化財課が持っている外部の事務作業所について、このような形で場所が二つに分かれていて、非常に効率的な調査であるとか、そういうものが進められていないという状況の中で、これを合体することによってより効率的な調査・研究活動が期待できるであろうということでこの二つを合体することによって、先ほど三つの機能で申し上げた中の埋蔵文化財センターとしての役割を将来的にはここを基盤にして博物館の方へ導入をしていきたいというようなことである。ですから将来的に建設される鎌倉歴史博物館の埋蔵文化財センターの機能の、言うなれば先行的なというか基盤的な、基礎的な条件整備というように私どもの方は考えている。

**宮崎委員** 統合した施設は、どういう名称になるのか。

**文化財課長** その施設名称について、適切な名称というのは検討していないが、今のところでは鎌倉市台にある分室というような名称がそのままその施設の名称になるかと考えている。

**宮崎委員** 同じ資料8頁だが、鎌倉志料というのは、これはどういう言葉の意味合いがあるのか。

**鎌倉国宝館副館長** 鎌倉志料の「志」だが、簡単に言うと三国志というところの「志」と書くが、そういうふうに歴史的な意味合いを持った編さん、編集物という意味で「志」を使うことがあって、この事業を開始したときから、いわゆる歴史の「史」あるいは一般的な資料の「資」ではなく、いわゆる編さん物をまとめたということで「志」の字を使わせてい

ただいている。

**林委員** 資料の3頁の教育費内の10番、事務局費、ここで1億4,600万円の対前年比でいうと、減少ということなのだが、この減少の大きな要因を教えてください。

**教育総務部次長兼教育総務課長** こちらについて大きいのは、来年度の退職手当で、事務局職員の給与関係がここに入っているが、退職手当が今年度と比べて来年度は退職予定者が少ないということでこういう金額になっている。

**林委員** もう一点、その下の15番と20番。教育指導費、教育センター費なのだが、それぞれ1,100万円の支出増と、1,000万円の支出減という形なのだが、これは何か関係があるのか。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 教育センター費の1,000万円の減額の方だが、これは、かまくら子ども風土記の作成を今年度やっており、この金額が約900万円ある。そういったものが、今年中には作り終わってしまうので、その予算がなくなるということでおよそ1,000万円の減額ということになる。

**教育指導課長** 教育指導費の主な内容の中で、人的な学校への支援として、いくつか事業として持っている。学校図書館専門員、特別支援教育巡回相談員、スクールアシスタント、これらについては現在よりも充実させるということで、人員増をお願いして、予算的には増額ということになっている。

**林委員** 小学校費の中の学校管理費。ここも大きく減っており、3,400万円ほどマイナスなのだが、これについても大きな要因を教えてください。

**教育総務部次長兼教育総務課長** まず、下に15中学校費がある。こちらにも関連するのだが、中学校費の5学校管理費の部分で4,600万円増えている。大きいのは今年度小学校で大きく工事した分を、来年は中学校に持っていこうということで、3,000万円をやりくりしている。ですから約3,000万円については、小学校を減らして中学校を増やしたということで、プラスマイナスゼロということになっている。それともう一点は、今質問のあった小学校費についてあとは、少人数学級の教室を整備する費用である。これについて来年度は予定されていないので、380万円で約400万円だが、減額ということで合計して3,000万円と400万円であるから3,400万円という減額になる。ついでに説明すると中学校費と言うと3,000万円逆に増えて、後は職員の給与費が、ここで人数の入れ替えがちょっとあるので、1,200万円程増えるということで4,600万円増えるという形になっている。

**林委員** 資料の4頁で上から3つ目、少人数教育の充実について非常勤職員を11名配置するということが、増員の人数を教えてください。

**学務課課長代理** 今年度も非常勤講師は11名配置しているので、現段階では来年度も同じに予定している。

**林委員** 少人数教育の充実で予算が315万円増額されているのだが、315万円の行き先を教えてください。

**学務課課長代理** 今年、実際には最初に11名を配置している。ただ、昨年度の今年の予算を取る段階で、予定では10名の予算しか取っていなかった。4月5日にふたを開けた段階で11名が必要ということで、予算上、昨年度は10名分だったので、来年度に向けては11人分取っている為、一人分の報酬分が増えているということである。

**林委員** 非常勤職員の一人当たりの給与は300万円くらいかかるとの理解でよいか。

**学務課課長代理** その通りである。

**林委員** 学校図書館の充実の中で、これも4名増員ということで前年度の増減をみると460万円で、これも一人当たり120万円くらいの予算がかかるという理解でよいか。

**教育指導課長** 日額単価でいるが、1か月12日勤務の11か月ということで、一人当たり103万円で予算している。

**仲村委員** 3つ程質問したいのだが、まず資料3について、防犯ブザーを配付すると卒業してもそのまま与えてあげるといった話だったが、卒業する時回収すれば費用の節減になると思うのだがどうか。もう一つ、不登校・いじめの相談支援体制の充実で、いじめの早期発見や早期対応を図るため「心のふれあい相談員」8名を小学校へ配置する、その具体的な活動の内容とどういう方がされているかということ。それから、特別支援教育の推進で巡回相談員1名増員と、特別な支援を必要とする児童・生徒の実態把握を行うと、これも具体的な活動の内容と資格をどういう人がされているのか。これは今日でなくてもいいのだが、巡回指導員、心のふれあい相談員などいろいろな資格というか役割、まだ他にもあると思うが、どうも分かりにくいので、きちんと鎌倉の子どもに対する対策の組織図を分かり易く作っていただきたい。

**教育指導課長** まず、1点目の防犯ブザーについてお答えする。防犯ブザーについては、平成17年度から子どもの安全対策として実施している。初年度は市内に在学、通学する在住、通学というか、国立・私立・市立の小学校1年生から中学校3年生までの全ての児童・生徒に配付をした。それを配付する際に、貸与ではなくて配付ということでお渡しして、後は自己管理・家庭での管理の中で電池の交換等も含めて使用していただくということで配付をした。従って次年度、平成18年度からは新しく小学校1年生になる子どもたちに対処していくということで、事業として継続している。従って、始めた時点

で、物もある程度の消耗品的な部分もある。そのようなことから、取扱いを十分丁寧にしてもらおうと共に、貸与ではなく配付という形でやっているの、回収というような形の方法は取っていない。

**仲村委員** 卒業の時に使える物は返すのではないということか。

**教育指導課長** 実際に、今の子どもたちは9年間使用するものということで渡されているものである。従って、対応的に難しく、逆に途中で壊れてしまったりとか、対応できることは対応しているが、基本的には意識・啓発も含めて家庭の協力をいただいているということでやっているの、回収もしていないという状況である。

**教育センター所長代理** 現在、心のふれあい相談員8名の方をお願いをしているが、その内訳は、退職教員が6名、PTA関係の方が2名である。いずれも、市立小学校16校の内、近隣2校をワンセットとして、両校の校長先生から推薦を受けた方をお願いをしている。その内容だが、基本的には子どもの身近なところで、ぼつんと遊べないような子どもと関係作りをしたりして、話し易いような雰囲気を作って、子どもの相談を聞いたり、一緒に遊んだりというようなこともある。それから、保護者の相談から子どもを通じてだが、学校担任・教職員との相談等も行っている。

**仲村委員** 今のことに関連してだが、週何日の勤務で、どうしているのか、グラウンドで生徒を観察しているのか、あるいは教室行って先生方と話をしているのか、具体的にどんなことをしているのか聞きたい。

**教育センター所長代理** 予算的なこともあり、大体一校につき週一回、4時間程度である。来年度は若干時間を増やし、一校につき年間130時間行けるように組んだ。であるから、それを割り振って、2週間に1回くらい行けるのではないかと思うが、例えば、給食の時間に一緒に食事の様子を見たり、10時以降の長い休憩時間の時に子どもたちと放課後に触れ合うとか、それは相談員の学校との関係の中で、どの時間帯が一番子どもたちの様子が見易いかということを決めていて、全学校で同じ時間帯にいるということではない。

**教育指導課長** もう1点の特別支援教育巡回相談員について説明する。こちらについては、特別支援教育の取組の中で特別な配慮を要する児童生徒、その指導についてこれは学校に行き申請を受け、学校に行き子どもたちの観察及び先生方といろいろ情報交換しながら指導についての助言を行うという形で巡回をしている人を指しているものである。

**仲村委員** 不登校いじめの相談支援体制で、そのいじめの早期発見とか早期対応は実際に、実効があるのか。具体的に何かよかったということはあるのか。



**教育センター所長代理** 子どもからのいじめの相談というのが何件かある。その中で学校の先生、担任の先生と心のふれあい相談員とで話をして校内で解決をしたケースというのもある。それからやはり校内だけでは難しいということで相談室の方に学校を通してつないでいただいたケースというのもある。

**仲村委員** 例えばスクールカウンセラーというのがあるが。

**教育センター所長代理** 中学校にはいるが、小学校にはいない。

**仲村委員** スクールカウンセラーの代わりにしているのか。

**教育センター所長代理** 中学校のカウンセラーは小学校からの依頼があればと小学校の方にも回っていただける。心のふれあい相談員が全くスクールカウンセラーと同じようなものかということ、まず資格が違うということがあるので、教員のOBあるいは、PTAのOBということであるので、若干内容が違うかと思う。ただ学校現場というところの保護者の相談を受けたり、子どものこころの相談員が聞いた家庭環境について、担任の方と情報共有して学校で例えば、その子どもについての対応を図っていくということで環境整備という形でフォローしていく。校内でのそういう相談体制の上では役に立っているというふうに思っている。

**仲村委員** その心のふれあい相談員8名、そういうことに携わる監視員について、例えば研修とかきちんとしたものは受けているのか。

**教育センター所長代理** まず年間の中で8名の相談員が全部集まって各学校での情報共有というのがある。まず年に1回だがスクールカウンセラー、それから相談室にいる相談員との会合をもって、そこで情報共有している。なので、このスクールカウンセラーとその相談員とこころのふれあい相談員とのもう少し定期的な会合を増やしたいというふうに思っている。

**仲村委員** 今問題になっている特別支援の必要も、それも一度鎌倉市ではどういう体制で今どのくらい、どういう状況にあるかということも、まだ途上なので今日でなくても結構だが教えてほしい。

**教育指導課長** これから、また充実していかなければいけない事業だと思っている。ただ今委員の方からあったが、いろいろな人的な支援等が入っていて分かりづらいということが以前からも指摘を受けていて、今年度リーフレットを作成した。保護者に分かりやすくということで、新入学の子どもを持つ保護者、要するに各小学校では、入学前に説明会を行う。ちょうど今、その時期である。そこで鎌倉市における特別支援教育について、簡単にではあるが、リーフレットにどのような人たちが関わっているか明記してあるので、後ほど資料として提供させていただきます。

**仲村委員** おそらく特別支援を必要とするというのは発達障害の人が主だと思うのだが、その鎌倉市小・中学校で問題となっている発達障害児がどのくらいいるのか、きちんとデータをいただきたいのだが、併せて、年度末だからそのうち出てくるのだと思うのだが、不登校の問題について現在年次推移がどうなっているのか、それから、問題になっている中一ギャップということがあって、要するに、どの学年から不登校が多いかそういう詳しいデータを出していただきたいのだが、これもちょっと時間がかかると思うので、すぐとは申しませんが、近いうちにお願いしたい。

**教育指導課長** 用意できるものについては、ご用意する予定である。ただ1点だけ少し説明すると発達障害についてだが、発達障害の子どもがどれだけということである。一般的には文科省がこの事業を立ち上げたときには6.4%程度というような実態の中で、この取組の必要性を出してきたというふうにとらえている。ただあくまでもそれは目安的な数字であって、6%だけかと、以下か以上かとその辺についてはある市町では8%とかいうふうな数字は出してはいるが、ただ難しいのは果たしてその発達障害であるかどうかという診断というか判断、これが非常に難しいということで、非常にADHDと見た感じでなにか、課題を抱えていそうな子どもたちというのは各学校に在籍している子どもたちすべてに対して、特別支援ということで取り組んでいるわけであり、現時点で、今委員も言われた、実際の状況ということであれば、現在各学校で支援が必要ではないかというふうにとらえている子どもの数ということでは、出すことは可能ではあるが、必ずしもその子どもたちがすべて、発達障害ということで専門的に診ていただいているわけではないと、そのようなことから非常に出すにも、正確な数というのは難しい情報になるろうかと思っている。そのような中での状況をお伝えしていくようなものを考えていきたいと思っている。

**仲村委員** 余分だが、私はいつも言っているのは、カウンセラーについてのアセスメントをきちんとしなければ、アセスメントありきで、アセスメントあってはじめて、どういう対応するかというのは、そこをあいまいにしたまま、アセスメントすること自体が保護者の反対があるとか、抵抗あるとか、いろいろ問題は聞いている。だけどやはりアセスメントしてはじめてその後の対応を考えるというのが筋道ではないのかと思う。

**林委員** 今の不登校いじめの相談支援対策充実についてなのだが、基本的には人件費とあとプラス他に何がかかるとか教えていただきたい。

**教育センター所長代理** 時間増をしたことによる人件費が、この76万4千円の約8割が人件費になる。

**林委員** 1,800万円のうちの何割ぐらいが人件費に当たるのか。

**教育センター所長代理** 基本的には相談室の教育指導員と支援教室ひだまりの教育指導員等の人件費にほとんどがなる。あと加えると、精神科医とスーパーバイザーの報酬費が

入っている。

( 小学校給食調理業務の民間委託について )

**宮崎委員** 先ほど大変詳しい説明があって、委託業務が全体にどのようにされるのか、それからこの業者がどういう存在であるのか、概ね理解できた。実際の業務、現場の話を少しお聞きしたい。これは学校がそれぞれ、施設を持っているわけである。グリーンハウスはその学校に技術者というか、調理担当者を派遣するという形で業務がなされるのかと思うが、何人ぐらいが担当されるのか。それからその担当者の中には、それぞれが調理師の免許を持っているのか、更に栄養士の免許を持っている人も何人かの中には一人ぐらいは求められているのか、現実にはそういう方がいるのかどうかを説明していただきたい。

**学務課長** 腰越小学校を想定して説明をするが、今のところそこに配置される職員数は、7名から8名というふうに聞いている。その中で、正規社員が3名若しくは4名、あと、パートが3名から4名、それが今、業者の方で検討しているようである。その中で、正社員の方には調理師の免許を持っている者の配置をお願いしている。実際には今後、配置の職員が決まったら、そういう書類をすべて名前も含めて、調理師免許の写しとかもうちの方にいただいて、確認をするということになると思う。あと、調理師もしくは栄養士ということになっているので、多くは栄養士よりも調理師が多いのが現状である。

**宮崎委員** 今度の腰越小学校の業務委託を含めて16小学校のうちの業務委託をしているところは、これで何校になるか。残りは全部自校調理ということをやっているのか。

**学務課長** 現在16校小学校があるが、委託校は腰越小学校を含めて7校である。残りの9校は全て自校直営方式ということで実施している。

**宮崎委員** 残りの9校については今後どのような予定か。

**学務課長** 現時点で計画されているのは、平成23年度までに8校委託するというところで計画を立てている。これは退職者の状況に応じて、計画として8校という形になっている。つまり残り1校をまず、平成23年度には委託をしていくと、その後の計画については、現時点では具体的な計画というのは立てていないが、方針として委託を進めていくという方向で、今後検討していきたいと思っている。

**宮崎委員** 平成23年度までに15校が業務委託になる予定だということか。残りの1校については今のところ未定か。

**学務課長** 説明不足かと思うが、16校中の8校を23年度までにということである。つまり24年度以降は今の段階だと8校が直営で、ちょうど半分までは委託を進めていくと

いう計画を予定しているということである。

**宮崎委員** 残り8校になるわけだが、24年度以降8校はまだ方針としては未定であり、当面自校方式が続くであろうということになるのか。それから給食の内容について、事務方で給食の献立、それから食材、食材の調達先、調達方法、そこら辺を含めて計画を作っているし、今後もそういう予定に基づいて、業者の方との調理をスムーズに進める様な協議がなされて、給食が作られていくということをイメージするわけだが、そういう理解でよいか。また、調理の内容について、全国的に地産地消が言われて、そのことについては鎌倉では、どのような考えで進めているのか、それから今後更にそういった色合いを強めていこうという考えがあるのかどうか。もう1点は、食材の調達について、委託業者と何か相談するような部分があるのかどうか、少し話が多岐にわたるが、説明いただきたい。

**学務課長** まず献立の作成方法のことだが、献立については献立検討委員会という校長、教頭、栄養士、学校の給食担当の先生などが集まって年間の献立を立てている。その中でどういった食材、国産のものを使うとかを話し合い、ベースはそこで決まってくる。地産地消の関係については現時点鎌倉では地産地消と言っても、県内ぐらいということになるならば、お米とか、野菜類、こういったものが中心で地産、できるだけ地盤物を使う様にとっている。実際の地場産物と言ってもなかなか鎌倉産と言うと、今は各栄養士が食材を発注して各校でやっているの、その中で小売店を通して、八百屋とかそういったものを使っている。そうすると、いわゆる一般的なルートの購入と言う形になり、聞いている話ではやはり、全国的なものと鎌倉産ないしは県内産と比べると、やはり地場産物の方が値段的には若干高いということもあるので。その辺が今後地場産物を多く使っていくためにはいわゆる購入ルートというのを農業委員会やJA相模とかと十分協議をしながら、何か良い方法はないかということは検討をしていかなければいけないだろうということも課題としては考えている。実際には委託になっても今言ったように、地場産物を使用する。それについては、直接委託業者との兼ね合いと言うのは出てこないかと思う。あくまで栄養士が物を入れて、作る作業が、いわゆる委託業者ということもあるので、その辺は変更が無いというふうに考えている。

( 報告事項はそれぞれ了承された )

行事予定 (平成21年2月10日～平成21年3月9日)

行事予定報告に対する質問・意見            な            し

( 行事予定報告は了承された。 )

< 日程第 2 議案第 3 3 号 >

鎌倉市教育委員会傍聴規則の一部改正について

**藤原委員長** 日程第 2 議案第 3 3 号「鎌倉市教育委員会傍聴規則の一部改正について」を上程する。

議案の説明をお願いします。

**教育総務部次長兼教育総務課長** この規則改正は鎌倉市議会傍聴規則に準じて、教育委員会会議において傍聴することができないものについて、明確にすると共に、撮影及び録音等の禁止について新たに除外規定を設けるもので、合わせて所要の規定の整備を行おうとするものである。

主な改正点を説明する。まず、第 3 条中会議の傍聴者については、傍聴者カードに住所及び氏名を記入していたものを「氏名」のみとする。そのため、「住所及び」という表現を削除する。次に第 4 条中、語句の整備により「次の各号」を「次に」とし、無線機・録音機・ビデオカメラ・写真機の類を携帯している者は傍聴することが出来ないものとし、6 条のただし書の規定により撮影又は録音等することにつき委員長の許可を受けた者は、この限りではない旨を加えるものである。また第 5 条中第 4 号については写真等の撮影、録音等の禁止について第 6 条にて新たに明文化することにより削除することとし、第 5 号を第 4 号に繰り上げるものである。次に第 6 条第 1 項中、規定の整備により前条をこの規則に改め、同条を第 7 条とし、新たに 6 条として撮影及び録音等の禁止について、「傍聴者は傍聴席において写真等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を受けた者はこの限りではない。」旨を新たに加えるものである。なお、この規則の一部改正は公布の日から施行しようとするものである。

質問・意見

**藤原委員長** 一つお伺いしたいのだが、特に委員長の許可を受けた場合というのはどういう場合を想定しているのか。

**教育総務部次長兼教育総務課長** この規則改正の経過については、鎌倉市議会の傍聴規則に準じてという取扱いをしようということでの改正で考えている。鎌倉市議会においては、鎌倉市に記者会というのがあり、ここには 8 社加入されていて、そちらのところへの録音等のものは認めているということであるので、当教育委員会においても、それに準じた取扱い、記者会についての録音はまず認めていくということである。もう一点写真等の撮影であるが、写真及びビデオカメラについても、これは市議会とは全く違うが、基本的には審議中の撮影は認めない。審議前あるいは審議が終わった後の、風景的なものについての撮影は認めるという方向で取り扱っていかうというふうに考えている。

**仲村委員** 一つ不安なのは、例えばビデオはテレビで放映されることはまずないと思うの

だが、出たら非常に恥ずかしいという様な、それは止めていただきたいと思うのだが。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 先ほども説明した通り、審議中については内容等のこともあるので、市議会の方でも今のところ認めていないし、他市の状況も実は確認しているが、録音等については神奈川県の方は認めている。逗子市の方も、最近この1月辺りから認めたという話も伺った。他市については、大半は認めていない状況だということである。撮影については、会議中の撮影、それはビデオもカメラ、写真撮影も含めて、これは認めていないという様なことを伺っているので、本市としても、撮影については少なくとも会議前あるいは会議が終わった後等の風景的な写真だけ、あるいは撮影だけということにしたいと思っている。

**宮崎委員** まずこの改正を考える前段として、改正に至る経緯ということになるが、これは想像するに、例えば鎌倉記者会という説明があったが、その記者会からの要請があったということは予想出来る。それから市民の間からも様々な情報を公開しろということが強い底流となっているので、それはそういうサイドからの要請があったかもしれないということも想像出来る訳だが、簡単にその辺の経緯をまずは説明いただけないか。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 今、宮崎委員からお話があった通り、記者会の方から市議会の方との取扱いと同様にしてほしいという様な要請があって、検討させていただいたところ、今回の提案というかたちになったところである。

**宮崎委員** 分かりました。それで市議会の傍聴規則の中に、記者会の録音・撮影を許すというふうな大まかな規定というのはあるのか。それから更に細則を決めて委員長が許可した場合には撮影を許すというふうなことが改正案では予定されている訳だが、市議会の傍聴規則においては、その辺のことは規則に書かれているのか書かれていないのか、慣習としてそういうことを認めようということになっているのかどうなのか、そこら辺を説明いただきたい。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 市議会の傍聴規則では、やはり今回提案した様な、基本的には原則は認めないと。ただし、議長が認めた場合にはこの限りでは無いという様なただし書でやっているというふうに理解している。この撮影等については、議会の中で一つのただし書の「特に議長が認めた場合にはこの限りではない」を使って議会の中でそれぞれが話し合いをして、これは全員協議会と言うのがあるのだが、そういう議員の中で話し合いをされて、その特に認めた場合の一つとして、メディア関係者には録音を認めていこうという様なことが決められたということである。またカメラ等についてはその都度判断をしていくという様なことなのでこれは運用的なやり方だというような理解である。

**宮崎委員** その都度録音機の持ち込みについて、それから写真の撮影について、これは市議会では議長の許可を得る。それから当委員会では委員長の許可を得るという予定になる

のか。その辺はいかがか。

**教育総務部次長兼教育総務課長** これは協議をお願いしたいのだが、例えば録音等については、メディア関係、記者会のところについて、広報課という部署が市の窓口になっているので、そこに間に入っていて、その記者会とも話した上で、その都度という手続きでは無く、できれば認めていきたいというふうに考えている。また写真等についてはある意味、委員の方のそれぞれの判断もあると思うので、できればその都度という形でも良いのかなというように思っている。

**宮崎委員** 運用上、特段こういう規則に文言として表記しなくても出来るということはあるのかと思う。今の説明であれば、そのように思い得る訳だが、明言するというのも一つ方法としてはあるのではないかという気がするものが一つである。それから明言をしないと、運用上録音機は毎回許可を得ずして持ち込むと。それから、カメラについてはその都度許可を得るとい、その辺が非常にあいまいになる可能性があるということなので、明言する方がその辺がハッキリして良いのではないかなという感じがする。我々の協議の内容にもなるわけだが、事務局としてはその辺はどのようにお考えか。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 宮崎委員がおっしゃるように、私共としてはその都度ご判断を仰ぐということ、あるいはいろいろな関係について委員会に諮っていくということも、非常に時間的な部分も含めて判断をしなければいけない部分も出てくるので、できれば基本的な部分については、総務課法制担当という規則関係を扱う部署と相談しているが、あまり内容の細かいところについて傍聴規則でうたうことが難しいところがあるので、それに伴う運用方針的なものを明文化して、きちんと整理をしたいということでは考えている。そういった中で、先ほど説明した通り、鎌倉記者会の登録8社については録音はまず認めていく。あと、ビデオ及び写真撮影については、開始前及び終了後には委員会・委員長の下承を得て認める。また、その次としては、その他の報道機関の申請があった場合にはその都度判断をするという様な3点程度のところで整理をしたいと考えている。

**宮崎委員** 我々がここで決めることは非常に基本的なところを決め、あと細則はお任せということでも良いのだが、ただ細部についても方向だけはここで議論して決めた方が良いのではないかと思う。それはこれからの議論なのだが、事務方のお考えとしてはどうということかということ、それは聞く必要は無いのかもしれないのだが、今おっしゃったように3点がややペンディングな部分として、これから検討したい部分ということであるというお話だった。非常に微妙な問題があるのではないかと、8社以外の報道機関ということも今ご指摘のようにあるわけである。それから私の頭の中には報道機関ではなくて、一般市民についてはどうするのだというような、その市民サイドの意見が、経緯の中でそれがあったかどうかは別にしても、これから出てくる可能性は充分有り得るわけで、それもその都度委員長が判断してということになるのかどうか。そして一般市民の録音機の持ち込みなり撮影も委員長が認めればよいということにするのか、それは明言しな

いにおいて、委員長の判断で出来るというふうな解釈をするのかどうか、やはりそういった点で難しいところが出てくるのではないかと思う。なので、事務局の考えもそうなのだけれども、我々がここで議論する時にそういう点をどうするのかという非常に細かいけれども大切に微妙なポイントがあるのではないかという気がする。なので、いきなりここで示されて、これを認めるのかどうかといっても、なかなかイエスかノーかと言うふうには簡単には言い辛いところがあるのかなという感じがする。

**教育総務部次長兼教育総務課長** 先ほど、説明した通り、こちらの改正に至った経緯、記者会から要請があったということと、もう一つは鎌倉市議会の取扱いに準じようというようなことでの扱いである。その他の報道機関をどうして今市議会で認めていないのかということについては、常日頃、議会本会議・委員会等に傍聴に来ているような、そういうところの報道機関だろうという、これは推測だが、そういったところで8社については、その都度協議をせずに認めていこうというような方針にしているのだろうという理解ではある。あくまでも先ほども少し申したように、録音等について認めている教育委員会、それも県内での教育委員会は今ほとんど無い、大勢としては無いのだが、ただ鎌倉市としての扱いとしては市議会に準じようというように今回提案させていただいたところである。先ほど宮崎委員からのご指摘があったように、どこをどういうふうに認めていこうかと、報道機関については少なくとも市民並びに県民・国民に広くいろいろな情報を出していく、それも正確に出していく責務があるのだろうと。そういった中で録音を認めてほしいと言うような要請があったのだと理解していて、それを含めて鎌倉市の議会としてもそれを了承したのだろうという考えでいる。議会については特に一般の傍聴者の方には認めていないということも聞いているので、教育委員会としても同じような取扱いをしたいというようなところであるが、その細部については、細則と言うか運用方針と言うかどういう名前かは別だが、その取扱いについては、いずれにしても次回の教育委員会までにはきちんと明示して、今回これで明示させていただきたいと考えている。

**藤原委員長** 私自身の考えでは、議会に準じるという形で良いと思う。やはり一般市民の方に対しては、インターネットでも公開されており、記者というのは、また特別な存在だと思うので、事務局の考え方で私は賛成する。

**宮崎委員** 事務方サイドのこれからの方針についての取りまとめがあったので、それも良からうというふうに思う。従って、明文化出来るものについては、ここで改正案が示された通りで良いかと。ただし、これに伴って今明らかになったように記者会以外の報道機関についてどうするのかとか、当面はそのことが大きなポイントであると思うが、細則の中でうたい込む、あるいは運用規則の中で決めていくというふうな。だから運用規則なのでこれは試行錯誤もあるのかもしれないが、そういったことも含めて了承できると思う。従って、この改正案はこの通りで決定するとしても、今の細則については別途次回まで定めるというふうな言わば付帯決議みたいなものが、当委員会においてはそういったことを合わせて決議するということになるのかと私は思う。



**教育総務部次長兼教育総務課長** 今、宮崎委員がおっしゃった様に、今回の議案についてお認めいただけるということでの話の次として、運用方針と言うか細則と言うのか、取扱い方針について明文化したものを、今この時点で決まっている、あるいは決めていくとするものを明文化して、お示ししていきたいと思う。

(議案第33号は、原案のとおり可決された。)

< 日程第3 協議事項 >

平成21年度全国学力・学習状況調査の参加について

**藤原委員長** 日程第3 協議事項「平成21年度全国学力・学習状況調査の参加について」を上程する。

協議の説明をお願いします。

**教育指導課長** 平成21年4月21日に実施が予定されている「平成21年度全国学力・学習状況調査について」平成20年12月24日付けで、20文科初第1067号により文部科学事務次官通知及び実施要領が、また平成20年12月24日付で、20文科初第1068号文部科学省初等中等教育局長より調査参加についての照会及び文部科学省初等中等教育局学力調査室より参加意向についての依頼の事務連絡があった。文部科学省への回答期限は1月23日となっていたが、教育委員会会議日程から同期日の段階では参加意向の結論が出せない旨、文部科学省に回答した。本日は別紙実施要領等の内容をご検討頂き、本市の同調査への参加についての協議をお願いします。

質問・意見

**仲村委員** 私は原則として参加すべきであろうと。それは全国レベルで算数と国語というものは、非常に限定はされているが、それはそういう限界の中で比較するというのは悪いことではないと思う。それで、実施間隔について、毎年やるのは負担が多いとか意味があるのかと言う問題があるのだが、それは確かにそうだと思う。例えば3年に1回とか5年に1回とか、それは大いに考慮する余地があると思う。だけど原則参加すべきであろうというふうに私は思う。

**藤原委員長** ありがとうございます。それでは4月のテストも参加するということですね。

**仲村委員** はい、やはりこれはそれなりに大事な参考資料になると思うので。

**林委員** 私も基本的には参加に賛成である。

**宮崎委員** 結論的に言うと、私も今度の実施要綱に関してこれをどう鎌倉市教育委員会と

して扱うかという提案であるので、文部科学省が言っているような方向で参加するということだと思う。この全国学力調査については、世情様々な議論がなされているし、私もこれまで結果の公表について考える時に、当委員会でも様々議論した。いろいろな意見があるわけだが、仲村委員がご指摘された様に、結論として私はこの調査の意義はやはりあるというふうに考える。しかし、その中でもまだ文部科学省の全体的な方針がまだ決まらない部分もあるのですが、ずっと継続してやるのか、あるいは時折何年か置きにやっていくのかという、そういった問題が一つあると思う。しかし、そういった問題もあるが、当面は今度3年連続の平成21年度調査については、全国的な学力の状況を把握するという意味で、鎌倉が参加しないということはないだろうと思う。鎌倉も把握できるし、全国的なレベルも把握する意味合いがある。そのようなことで私も参加すべきであろうと。ただ幾つか検討すべき事項もあるので、これは継続して皆で協議していき、県に対してあるいは国に対して何か要望したいことがあれば要望していくし、独自に何か出来るものがあればそれもやっていくということではないか。それからもう一点、これについては文部科学省の今度の要領で言えば、公表について我々はこの時点でどのような姿勢で応じていくべきかということについても、やはり決定しておかなければならないだろうというふう考える。20年度までの結果の報告については、文部科学省の方針から少し違って情報公開請求もあって、そのことを受けて審査委員会で審査をし、以下私どもでもそれを受けて態度を決めるという経緯があって、我々承知しているような公表に至った。19年度、20年度に応じて21年度も我が方はその方針を踏襲して公表するという、そういうことで学校関係者・保護者・子どもたちに承知しておいてもらった上で参加するということになるのではないかと。そうしないと参加することだけ決めて、文部科学省の方針に基づいてやると言っても、恐らくまた公開請求が出てきて20年度までに応じて公開するというのであれば、再び・三たび最初の約束と違ったことをやってしまうことになるので、今度は文部科学省の公開方針とは違うかもしれないが、20年度までに行った我が方の公開の仕方に準じて21年度は公開するというのをハッキリさせた上で参加するということになるのではないかと、私は考える。

**藤原委員長** 教育長はいかがか。

**熊代教育長** 今、委員長を除いて話の内容を聞いていると、大勢がどっちに傾くか、大体分かるわけなのだが、県下各市町村の状況、あるいは関東一円の各県の状況等を見てみると、非常に議論が多くなされている。すんなりと「どうしようか」「では参加しましょう」と言う様な所は極めて少数に過ぎないということが、私のこれまでの受け止め方である。このまま、繰り返し毎年同じ様なことをやっていくと惰性でやる、幾ら指導上の子どもたちの為に役に立たせると言っても、大体マンネリに陥っていくのは目に見えているわけである。知事まで出てきて「公表しろ、公開しろ」という様なことを言い出している状況であるので、例えば秋田県の例で言えば、参加しないと表明してしまった町まで出てきている状況になっている。従ってやはり、私は混乱しないと言いながら、何度も言う様にこれはもう混乱しているわけである。この混乱を鎮める手立ては何かと言えば、や

はり文部科学省にしている実施要領の言う通りにやれば問題は無い。ただし、あれには法的な拘束力が何もないので、開示請求が求められれば、各市町村段階での公開審査で是となればそれに従うしかない、あるいは、それを尊重しなければならないというのは当然出てくるだろうとは思っている。私は、一応は、やはり3年ぐらいやってみないと分からないのかなと思って、当初3年ぐらい目途にというような話が出たが、途中でそれは消えた。次年度も引き続きやっていくという文科省の態度表明がなされたので、これはこれからずっと続けていくのだなというのが分かったのだが、私としてはマンネリに陥っていく、惰性に陥っていく前にどこかで仲村委員の方から3年とか5年という話が出たので、何の為にこれをやるのか、全国の学力の状況調査するのであれば、3年あれば大体私は分かると。1回やっても分かるというふうに思っている訳である。そういう意味で、今後学習指導要領の中身を改定する為に役立たせるとか、あるいは今の社会状況、時代背景を考えた時に、今この時点で子供たちの学力どうなっているのか、それを把握するためにやるんだということになれば、何も毎年やる必要はないので、5年とか10年に1回やれば私は十分その学力の状況把握はできるというふうには思っている。従って今回は私も当初から3年はやってみる必要があるかと思っていたのだが、早々と大体状況が分かってきたので、できればこの辺りでもう終了してもいいのではないかなという考えでいる。ただ皆さんの意見を聞きながら、それは参考にさせていただきたいという思いでいる。県下の各市・町の中では、今後どうしようかということを考えているところがたくさん出てきているので、まだこれから我々がやると言った時に県下のどこかで、まだ新しい考え方を示さない所が出てくるのではないかなというふうには、思っているが、一応今各委員さん方の話を聞いていて、私の考えが大体そちらの方で固まっていくのかなという感じはする。以上だが、これを長く続ける必要はないというふうに私は思っている。

**藤原委員長** 私はちょっと教育長と意見を異にしていると言うのは、文科省が学習状況調査の為に調査を行っていたのであれば、やはり2、3年を目途にしていくことも良いかと思うが、私はそれを逆手に取って鎌倉市で独自の調査が予算的なものの関係で出来ない状況であれば、細かく結果が出て来る訳である。そして結果を元に教師の指導法の改善とかに逆に役立てていけるのではないかと思う。と言うのは、この2回の調査で大きなことが実証された。一つは、まず学力というのは、学校だけの勉強ではなくて、その家庭の在り方、それから社会との関わり方が大きく関係しているということが実証された。そうであるなら、やはりこれを地域と社会と学校が連携を取る一つの資料として、学校と共に保護者にも地域社会にも協力を仰いで、学力の向上に努めていくことが必要ではなからうかと思う。例えばそれについては、やはり今度の学力テストの目的をどう私たちが定めていくかということが問題になると思う。まず、子供たちの学力の向上と、それから教師の指導内容の改善である。そういうことを求めていくなれば、やはり各学校の個々の子どもの学力とか、学習状況がはっきり出てくる訳だから、今後先生方の指導がやり易くなれるのではないかと思う。悉皆ではなく、抽出でも良いと言う意見も聞かれるが、私は隣の学校がどういう成績を取って、そしてどういう学習状況であるかということは何の役にも立たないと思う。もっと校長、教職員が子供たちの学力に向かい合い、そして

そこからやはり、成果と課題を見つけて改善につなげることが大切ではないだろうか。文科省のこの調査というのは参加母体が大きいため信頼性は高いと思うので、これを見ながら、しばらく改善に努めて行っても良いのではないかと思う。

**熊代教育長** 委員長の話はそれなりに受け止めたいと思うが、今神奈川県では、神奈川県の独自のテストをやっているわけである。テストというか学習状況調査の毎年、これ悉皆ではないが、やっている。そういう中でやはり鎌倉は3年間ですね、5年生と中学2年生に悉皆でやったわけである。大体その結果を見ると文科省のやった学力調査とそんなに大きく変わった点はないという結果になっている。私はやはり県下でやっているこの学習状況調査で十分だというふうに思っているので、文科省と神奈川県と両方やる必要はないと、しかも悉皆でやる必要はないというのが原則である。神奈川県の場合には、現場の神奈川県の教師が作っている。文科省もちろん現場の教師が作っているのだが、神奈川県の子どもの様子を一番知っている現場の教師が問題等を作っている訳だから、これは更に信頼度が、私は神奈川県の場合には、大きいのではないかというふうに思っている。もうひとつ、神奈川県はもっと更に学年の幅を広げるような話をしているわけで、これまで小学5年生と中学2年生だけだった。ただこの小学5年生と中学2年生が2月にやっておいて、またすぐ今度は、新しい小学6年生、中学3年生時にその4月に文科省の調査を受けなければならないということで、いかにこう学校の多忙さがそこからまた増幅してくると。現場にとっては大変なことなのだが、川崎市、横浜市のように、一応今回県は降りて、全国だけに参加しようという方針を打ち出しているのだが、このままやはり両方続けていく意義がどちらにあるのか、私はやはり現場の負担をなくす上からも、県のやり方が一番良いのではないかなというふうに思っている。従ってどんなテストをやっても、そんなに私は変わり映えしないというふうには思っている。県の学習状況調査で十分指導方法の改善にもつながるし、学習指導要領と連携したものであるので全国であっても県であっても、その変わりはないと思っている。

**藤原委員長** やはり、県のものとの全国の違いは学習状況調査というものがあるということか。学校の先生が、学校で子どもを見る時間というのは限られている。そして、その背景にある家庭の中の様子がわからないことには指導はできないのではないかと思う。この全国の調査というのは、家庭の在り方、学習意欲それから学習方法すべてを網羅した子どもの全体像を見ることができると思うのである。そういう意味ではとても貴重な資料になっていくと思うのである。それと、地域、保護者に協力を求めるための具体的な資料になっていくと思う。それを今回3回続けて、後の3年くらいで、どのように指導計画を立てて課題をクリアしていくかという検証も私はやっていって良いのではないかと思う。

**熊代教育長** 子どもの家庭状況の実態というのは現場の教師がそれを一番知っているわけである。鎌倉の場合には5年に1回、かまくらっ子の実態調査というのがあって、生活状況の調査をやっているのだから、鎌倉全体の子どもの状況というのは把握できるだろうと思っている。だから、この全国の学力調査における家庭における子どもの実態とそんな

にかけ離れた状況にはないのではないかと。かまくらっ子の実態調査とあるいは各クラス担任が把握している子どもの家庭における実態とそんなに大きくかけ離れた状況にはないと思っているので、その辺りは心配なされなくて結構だと思う。

**宮崎委員** 国の全国学力・学習状況調査がこれから後何年続いていくのかわからないわけである。今、皆さんからご指摘あったように、国のが一つあり、神奈川県のものがある。更に下では横浜市、川崎市が独自にやっている。他市町村のことがあるのかも分からないが、鎌倉でも時折やっているということでしょうか。今のお話を聞いていると私の基礎的な情報と合わせるとそういうことになろうかと。そういう意味では錯綜しているというか、全体的に見れば統合性がなくて、それぞれのものが活かしきれてないという面は否定できないだろうと思う。我が方としてはそこら辺をどのようにこれから考え方を整理して、どれに参加していくのか参加しないのかを決めるのが一番大事なことだと思う。ただその事についてここで今結論を出すというのは時間的にも全く難しいことなので、同じ議論を3年間続けてきているので、文科省の方針が定まらないが、それはそれとして、我々はどのように全体としての学習テストをやるのかという鎌倉独自の考え方を早期に整理する必要がある。そういう場を持つということを考えるべきではないかと思う。何かうまい方法がきっとあるだろうと思うので、教育委員と教育委員会の職員の皆さん、外部の人が必要であるのであれば外部の方も含めてもいいのではないかと。そういう場を早く設けて、22年度以降、どう取り組むのかということを決めておく必要があるのではないかと考えている。

**熊代教育長** 確かに、今回全国規模でどんなことが行われているか、あちこちでいろんな騒ぎがおこっているわけだが、次の3回目で、またもう少し中身的に出てくる感じがするわけである。だから、そういうのを見極める必要もあるだろうと。それから、県下の様子もそれによって具体的なものが出てきそうな感じがするので、その様子を見るという意味を含めて3年間はどうかなという思いでいたので、次にやった辺りでもっと具体的なものはっきりしてくるだろうと。文科省の方でもそれを受けてもう少し具体的なところまで踏み込んでくるかなと思っている。

**藤原委員長** ただ今委員から出された意見を踏まえて、平成21年度全国学力・学習状況調査の参加について、事務局で手続きを進めていただきたいと思います。

**宮崎委員** 私も冒頭の話の中で指摘したけれども、今度の文科省の要領の中には、公表についての考え方も示しているわけで、今の委員長の取りまとめだと、それも含めて文科省の方針をそのまま鎌倉市でも踏襲してやっていこうというそれでよいのかどうかという問いになるわけで、それではちょっとまずいと思う。ただ、それでやってもそれはいいが、いずれにせよ僕は冒頭に指摘したように、県単位までのデータしか出さないということであれば、19年度、20年度についてそれぞれ市民から情報公開請求が出た。同じ経過は100%予測されるわけで、そうすると、2か年度にわたって、私共が当初の方針に基づいて、県レベルでしか出さない、そういう形で参加するというを鮮明に

して、参加したのに関わらず、結果として我々は情報公開審査委員会の審査も経て、そのことをどう受け止めるかという我が方の協議も経て、結果的には当初の方針と違うことを公表したということで、約束を裏切ることになるわけである。今回はそのことをどうするかははっきりした上で、参加するか参加しないかということを決めておかないと、二度も三度も裏切ることになって、それは最悪の形ではないかという気がするが、いかがか。

**藤原委員長** 確かにおっしゃる通りだと思う。それでは、その公開の件について、協議していきたいと思います。ご意見をお聞かせください。

**仲村委員** 今回、鎌倉市は市として出たわけだが、これは不都合があったのか。私は全くないように思うので、県レベルで全国の比較だけでなく、鎌倉市で出しても良いのではないかと思う。私はもっと極端に言うと、全学校を公表すればいいのではないかと実は思っている。それで結果はどうなるかいろんなことが予測されるのだが、それは別として、市レベルでやるなら全く問題無いのではないか、問題あるなら別ですけども何かあるのか、具体的に教えてほしい。今、宮崎委員が仰った様に公開条例でおそらく出て来るのでしょうか。それを待つのか、始めからやった方が良いのではないかと私は思う。

**教育総務部長** 今回の情報公開により、市レベルでの数値を発表とさせていただいた訳であるが、この件に関して市民の方、また保護者の方々から具体的な意見は、一件だけ学校レベルまで公表されなくて良かったという様なご意見は電話ではいただいている。また現場の教員からも、そういった学校レベルのところまでは発表しないでいただきたいと言う様な意見はいただいているが、今回の市レベルでの発表についても否定的な意見とか、そういう意見とかはいただいている。

**林委員** 今、調査結果については平成20年度の結果も同じ様な考え方で私も良いと考えている。文部科学省方の調査結果の取り扱いについての配慮事項ということで資料だと19頁に書いてあるが、19頁の(5)のイに「当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについてはそれぞれの判断にゆだねること」ということになっているが、これは前例として鎌倉市としては市全体のものを公表するということが前例だと思うがこれに踏襲した形で私も良いと思っている。

**宮崎委員** 私も結論的に言えば、今、林委員がご指摘になったことがあるし、それから我々の判断してきた経過もあるのでそれに則って行うということ。従って市レベル全体の結果は公表するという、グラフだけでなく数値も公表するというところでやってきたのでそれは良いのではないかと、そういうふうに思う。最後でに一つだけ確認したいのだが、文部科学省のこの要領についての通知というのは、20年度のものとは全く違わないのか、それを確認しておきたい。

**教育指導課長** 実施要領についてのご質問だが、議案集の27頁をご参照下さい。こちらの

方に文部科学省の方からの通知の中に参考として入っていたもので、この点が具体的に付け加えられたということである。実施そのものについてのやり方等は同じであるが、ただその部分で特に活用分析の視点等は明確にする様な形で文言が追加されたという部分である。こちらが一覧になっております。

**熊代教育長** 先ほど申し上げたが、おそらく実施すれば今回と同じような形でいくのではないかというふうには思う。今、部長の方から開示請求に対して公開したことについて、一件しか無かったという話があったが、裏を返せば、極端なことを言うと、あまり関心が無いと、中身的に子どもも非常に確かに気楽に受けていることは事実である。従ってそういう意味からも色々内容に問題があるのかというふうに思っているが、いずれにしても来年度やれば同じ様な形で鎌倉市としても対応していきたいと考えている。

**藤原委員長** それでは、ただいまの意見をまとめてみると、まずは平成21年度全国学力学習状況調査の参加については賛成ということになった。そして、この結果を公開するという点では市のレベルで、市全体の公開はしていくということで結論が出たと思う。それでよろしいか。はい、それでは事務局の方、手続きをよろしく願います。

**宮崎委員** この取扱いについては、結論はその通りで、我々では決定を見たということで良いと思う。それで、教育委員会の方々とか学校現場とか市民は、我々が行ってきた公表の仕方についてどのように受け止めているのか。それから調査自体をどのように考えているのか。そういう点もあろうかと思うのだが、その辺の話は私共、部分的には職員の皆様からヒアリングをしたり、学校の先生方からも教育委員会でヒアリングする場というのを設けたりして一部把握している。もう少し詳しい現場とか市民サイドのこの調査に対する意見とかそういうことを把握しているのであれば、かいつまんでお話しておいていただくと良いのかなと思うのだが、何かあるか。

**教育指導課長** 各学校現場において実施についての考え方であるが、委員の意見の中にもあったように、メリット面としてはそれなりの意義を認めるというのがある。ただメリットだけでなく、それに伴うデメリット部分も判断の材料にしてほしいという様な意見もある。その点の幾つかについてお話すると、やはり子どもに一日試験ということで、授業時間を確保する、委員もご存知のように新しい学習指導要領で時間数の増と、そしてその確保ということが絶対的な学校における命題と言うか、課題になっている。その中で国語と算数という2教科の取扱いという指示が出てはないが、その一日分をやはり他のいろいろな活動をさせていきたいという各学校が特色ある取組をしている中で、やはり時間を割かなければいけない。その学校全体の教育課程運営上に苦勞していると。合わせてそれを実施する上で教員が多く関わって実施していかなければいけない。そうすると他学年の教員も動員しながら、小規模校については、いざという緊急に対応するような職員も配置していくとか、実施上いろいろな課題もあるのだというふうなことも出ている。また先ほど教育長等からもご意見として出ていたが、県の学習状況調査、こちらの方は質問紙も今回からは入っている。従って学習面だけではなく生活面の調査も行われていると。その様な調査もある中で結果的に鎌倉市として同じ様な傾向が出ている。

その扱いを果たしてどう考えるべきであろうかと。そしてその結果、特に全国学力・学習状況調査については4月に実施して19年度はかなり遅く結果が返ってきた。活用しろと言われても出来るものではないという率直な意見もある。文部科学省の方は20年度についてはそれを早めてそれでも9月である。もう2学期も始まっている。そんな中で卒業してしまう小学校6年生、これへの実際の指導で工夫しろと言われてどのような活動が考えられるか、それは結局次の学年、学校全体の取組としてやはり考えていく、これが大事なことだろうと。ただ取組の成果というのが次の結果で現れるのか、2年後、3年後卒業してなのか。その様なところまで教育を見てほしい。こういうことも出ている。毎年悉皆の様にやっている約50億円以上をかけている文部科学省に対して、やはり市としてもいろいろ教育の方に予算を組んでいる中で、各学校現場にどれだけ予算というものを考えるのか、やはりその予算的な考え方・取り方これも考えてほしい。そのまま意見として出していたものを幾つかご紹介させていただきました。

(協議事項は平成21年度全国学力学習状況調査の参加については賛成ということになり、そして、この結果を公開するということでは市のレベルで、市全体の公開はしていくということでした)

**藤原委員長** 本日の日程は、すべて終了した。2月定例会を閉会する。